

## マネジメントプロセスについて

### 1. アセスメント

<運営基準第 13 条六・七、 解釈通知⑥・⑦>

【目的】 居宅サービス計画は、個々の利用者の特性に応じて作成されることが重要。

【どこで】 利用者が入院中であることなど物理的な理由がある場合を除き必ず利用者の居宅を訪問しなければならない。

【誰に】 利用者及びその家族に面接しなければならない。

面接の趣旨を利用者及びその家族に対して説明し、理解を得なければならない。

【何を】 利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

【どのように】 課題の把握は、合理的なもの認められる適切な方法により課題分析が行われなければならない。

(課題分析の方式：平成 11 年 11 月 12 日 老企第 29 号別紙 4 課題分析標準項目参照)

資料 2

### 2. 利用者自身によるサービスの選択

<運営基準第 13 条五、 解釈通知⑤>

【なぜ】 利用者自身がサービスを選択することを基本とする。

【何を】 利用者から居宅サービス計画案の作成にあたって複数の指定居宅サービス事業所等の紹介の求めがあった場合等には誠実に対応するものとする。(集合住宅等において、利用者の意思に反して、集合住宅と同一敷地内等のサービス事業者のみを居宅サービス計画書に位置付けることがあってはならない)

### 3. 居宅サービス計画原案の作成

<運営基準第 13 条八>

【何を】 居宅サービス計画 (1~3 表+6~7 表) の原案の作成をしなければならない。

【どのように】 利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、作成されなければならない。

資料 3

### 4. サービス担当者会議の開催

<運営基準第 13 条九・十五、 解釈通知⑨・⑮>

【目的】 効果的かつ実現可能な質の高い居宅サービス計画とするため。

【何を】 サービス担当者会議を開催しなければならない。

【いつ】 居宅サービス計画を新規に作成した場合。

要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合。

要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合。

居宅サービス計画を変更する場合。

【誰と】 利用者及びその家族の参加を基本とする。

居宅サービス原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集する。

(やむを得ない理由がある場合、担当者に対する照会等により意見を求めることができる)

【どのように】 利用者の状況等に関する情報を担当者と共有する。

居宅サービス原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求め調整を図る。

(末期の悪性腫瘍の利用者についてはサービス種類や利用回数等の変更等を、利用者に状態変化が生じるたびに迅速に行っていくことが求められるため、今後利用が見込まれる指定居宅サービス等の担当者を含めた関係者を招集した上で日常生活上の支障が出現する前に予測される状態変化と支援の方向性について関係者間で共有しておくことが望ましい)

資料 4

## 資料 1

### 5. 居宅サービス計画の説明

<運営基準第 13 条十>

【何を】 居宅サービス計画の原案の内容について説明しなければならない。

【誰に】 利用者又はその家族に説明を行わなければならない。

### 6. 居宅サービス計画の同意

<運営基準第 13 条十、解釈通知⑩>

【目的】 利用者によるサービスの選択や、サービス内容等への意向の反映の機会を保障しようとするもの。

【何を】 居宅サービス計画の原案の内容について同意を得なければならない。

【誰に】 利用者の同意を得なければならない。

【どのように】 文書により利用者の同意を得なければならない。

### 7. 居宅サービス計画の交付

<運営基準第 13 条十一、解釈通知⑪>

【何を】 居宅サービス計画書を遅滞なく交付しなければならない。

【誰に】 利用者及び担当者に交付しなければならない。

### 8. 個別サービス計画の提出依頼

<運営基準第 13 条十二、解釈通知⑫>

【目的】 居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性を確認し、意識の共有を図る。

【誰に】 居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して提出を求めるものとする。

【何を】 個別サービス計画の提出を求めるものとする。

### 9. モニタリング

<運営基準第 13 条十三・十四イ・ロ、解釈通知⑬・⑭>

【目的】 解決すべき課題に即した適切なサービスを提供し続けるため。

【何を】 居宅サービス計画の実施状況と、利用者の解決すべき課題の変化の把握を行うものとする。

【いつ】 居宅サービス計画の作成後、少なくとも一月に一回行わなければならない。

【どのように】 利用者の居宅を訪問し、利用者に面接し行わなければならない。

指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行わなければならない。

少なくとも一月に一回モニタリングの結果を記録に残さなければならない。

把握した情報のうち、必要と判断したものについては、医師・歯科医師・薬剤師に提供するものとする。

資料 5

### 10. 居宅介護支援の基本的取扱方針

<運営基準第 12 条・12 条の 2>

【目的】 要介護状態の軽減又は悪化の防止。

【配慮すべきこと】 医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

【改善を図ること】 自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常に改善を図らなければならない。

### 11. 居宅介護支援の具体的取扱方針

<運営基準第 13 条、解釈通知(7)>

【どのように】 一連の業務を、このプロセスに応じて進めるべきものである。